

令和5年度上半期(4月～9月) 区の財政状況をお知らせします

一般会計(5年9月末現在)

■ 予算の概要

5年度一般会計の歳入・歳出予算は、当初予算としてそれぞれ1,694億6,056万9千円を計上しました。9月末までに5回の補正を行い、歳入・歳出それぞれ64億1,387万8千円を増額した結果、9月末現在の歳入・歳出予算は、それぞれ1,758億7,444万7千円となっています。

このほか、4年度中に事業が終了しなかったため5年度に繰り越した事業費が6億2,476万円あり、これを加えた9月末現在の予算現額は1,764億9,920万7千円です。

■ 収入・支出の状況

収入済額は、697億4,033万7千円で、収入率は39.5%、前年同期の収入率40.0%と比較すると0.5ポイント下回っています。

支出済額は、673億4,269万7千円で、執行率は38.2%、前年同期の執行率37.4%と比較すると0.8ポイント上回っています。

歳入・歳出予算現額
1,764億9,920万7千円

収入済額(収入率39.5%)
697億4,033万7千円

支出済額(執行率38.2%)
673億4,269万7千円

■ 区民の負担

特別区税(特別区民税・軽自動車税等)の収入すべき額を前年同期と比較すると、12億7,785万5千円(2.5%)の増となっています。これは主に、特別区民税が9億4,065万3千円(1.9%)の増となったことによるものです。

なお、特別区民税の現年課税分(収入すべき額から滞納繰越分を除いたもの)は481億9,134万1千円(前年比2.0%増)で、区民の皆さんの負担は、1人当たり13万8,160円、1世帯当たり21万2,492円です。

特別区民税の現年課税分
481億9,134万1千円

総人口 34万8,809人

世帯数 22万6,791世帯

(5年9月末現在)

区では、毎年6月と12月の2回、歳入・歳出予算の執行状況を中心に財政に関する事項を公表し、区民の皆さまに財政面から区政運営の状況をお知らせしています。また、10月下旬に前年度の決算、2月下旬に新年度予算案の概要を広報新宿等でお知らせしています。

今回は、令和5年度上半期(4月～9月)の財政状況をお知らせします。

問合せ 財政課(本庁舎3階) ☎(5273)4049

■ 特別区債

施設の建設や用地の取得等に多額の資金を必要とする場合、区債を発行して財源を補充します。

5年9月末の状況は、発行額285億8,890万円、償還済額118億581万5千円、現在高167億8,308万5千円です。

特別会計(5年9月末現在)

新宿区には、「国民健康保険特別会計」「介護保険特別会計」「後期高齢者医療特別会計」の3つの特別会計があります。

5年度上半期は、国民健康保険特別会計で1回の補正を行い、1,501万7千円を増額しました。9月末現在の予算現額、収入・支出の状況は下表のとおりです。

国民健康保険特別会計	歳入・歳出予算現額	388億6,697万8千円
	収入済額(収入率36.3%)	141億361万7千円
	支出済額(執行率35.1%)	136億4,381万円
介護保険特別会計	歳入・歳出予算現額	279億3,086万6千円
	収入済額(収入率49.5%)	138億3,378万2千円
	支出済額(執行率38.4%)	107億1,715万9千円
後期高齢者医療特別会計	歳入・歳出予算現額	83億2,427万5千円
	収入済額(収入率41.3%)	34億3,398万2千円
	支出済額(執行率31.9%)	26億5,474万5千円

冊子「新宿区の財政について」を作成しました

区財政の現状と課題をお知らせし、今後の財政運営の議論に活用していただけるよう、冊子を作成しました。

財政課・特別出張所・区政情報センター(本庁舎1階)で配布しているほか、区立図書館で閲覧できます。新宿区ホームページでもご覧いただけます。

不合理な税制改正等に対する特別区の主張

1 不合理な税制改正による影響は深刻

特別区への影響額は令和5年度で約3,200億円(うち新宿区への影響額は約130億円)、平成27年度からの累計で約1兆6,000億円にもなり、「東京は財源に余裕がある」などの一方的な見方によって税金が国に奪われています。これは、応益負担や負担分任という地方税の本旨を無視したものです。

2 ふるさと納税制度は廃止を含め抜本的な見直しが必要

特別区民税の減収額は年々増加しており、特別区全体で令和5年度は約830億円、平成27年度からの累計額は、3,600億円を超えました。現在のふるさと納税制度は、地方自治体の行政サービスに要する経費を地域の住民が負担し合う住民税のあり方を逸脱し、地方自治の根幹を破壊するものです。また、本制度は政治・経済・文化の中核として日本を牽引してきた東京の役割を考慮せず、地方の財源不足を補うために税収の移転を図るものです。今こそ、制度を巡るさまざまな問題に対処すべく廃止を含めた抜本的な見直しを行うべきです。

3 東京の地方財源が突出しているわけではない

人口一人当たりの地方税収の格差是正のため、地方税の見直しが必要との見方がありますが、地方税等に地方交付税を合わせた人口一人当たりの地方財源を他の道府県と比較すると、東京が突出して多いわけではありません。今後も膨大な財政需要への対応が不可欠な中、東京一極集中を理由とした、偏在是正措置については、決して容認することはできません。

法人住民税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税制度などの不合理な税制改正によって、特別区は貴重な税源を奪われ続けています。さらに、ウクライナ情勢等に伴う長引く物価高騰は地方経済にも大きな影響を与えており、先行きが依然として不透明な状況です。

特別区には、首都圏特有の財政需要があり、将来的に膨大な額の財源が必要です。地方財源の不足や地域間の税収格差の是正は、地方の財源を吸い上げることなく、国の責任において地方交付税の法定率を引き上げ調整すべきものであり、自治体間に不要な対立を生むような措置は是正されなければなりません。

4 今後も多くの財源が必要

特別区は高齢者の急増や膨大な公共施設の改築需要への対応をはじめ、今後も多くの財源が必要です。

5 地方税財源の拡充こそ地方分権のあるべき姿

国の責任により地方税財源総体を拡充し、自治体が責任をもって役割を果たすことこそが地方分権の本来の姿です。今後も、地方税財源の充実・確保、自治体間に不要な対立を生む不合理な税制を是正するよう、国に求めています。

※詳しくは、特別区長会ホームページ「不合理な税制改正等に対する特別区の主張(令和5年度版)」(HP) <https://www.tokyo23city-kuchokai.jp/katsudo/shucho.html> をご覧ください。

◆ふるさと納税の新宿区への影響◆

ふるさと納税制度は、ふるさとや地域団体のさまざまな取り組みを応援する気持ちを形にする仕組みとして、平成20年度に導入されました。ふるさと納税の影響により、新宿区の特別区民税の減収額は増加し続けており、令和4年度は約34億円、累計額は約145億円となっています。地方交付税制度では、ふるさと納税により減収があった交付団体には、補填される仕組みとなっていますが、不交付団体である特別区は補填されません。区は、今後とも特別区長会を通じてふるさと納税制度の改善を求めています。